

据置定期預金規定

筑邦銀行

1. (預金の支払時期等)

- (1) 据置定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前1項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳または証書表面記載の最長お預かり期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書表面記載の最長お預かり期限に自動的に据置定期預金として継続します。
ただし、継続後の据置定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金は、あらかじめ指定された次のいずれかの方法により、自動継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ① 元利合計による方法
元金と利息をあわせ、前回と同一の期間の据置定期預金に自動継続します。
 - ② 利息受取による方法
元金は、前回と同一の期間の据置定期預金に自動継続し、利息はご指定の預金口座へ自動入金します。
- (3) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (4) この預金の一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残金について自動継続の取扱いをします。
- (5) この預金の継続を停止するときは、最長お預かり期限（継続をしたときはその最長お預かり期限。以下同様とします。）までにその旨を申し出てください。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預かり期限（解約するときは解約日、ただし最長お預かり期限以後に解約するときは最長お預かり期限。一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第2条第3項の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前1項と同様の方法によります。
- (3) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息

は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

- (4) 継続を停止し、最長お預かり期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預かり期限以後の利息は、最長お預かり期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項、第7項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
(2020年4月改定)